

津市住居確保給付金 (転居費用補助) のしおり

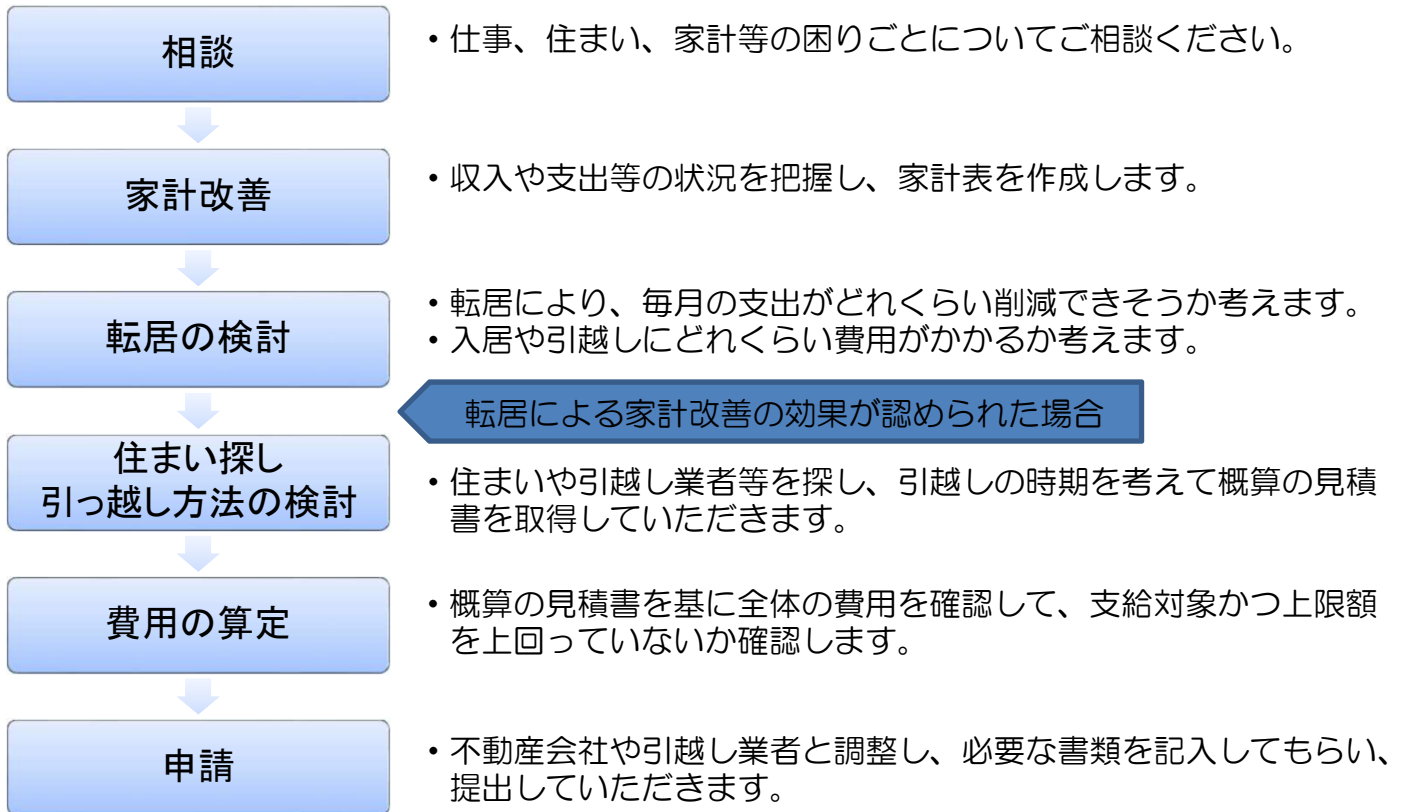
家計を改善するために転居を検討されている方へ

令和8年2月12日

1. 住居確保給付金（転居費用補助）とは

- ◆ 同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の一部として給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行います。

【申請までの流れ】



※ 相談から給付金の支給までに一か月以上かかりますので、ご注意ください。

※ 支払い済みの費用は支給対象になりません

2. 住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、次の要件があります。

- ◆ 申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。
 - (1) 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方
 - (2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である方

- (3) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方
- (4) 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額（収入基準額）以下である方
 （収入には、公的給付等を含みますが、児童手当、児童扶養手当等収入算定しないものもあります。）

世帯人数	基準額（円）	家賃支給上限額（円）	収入基準額（上限）（円）
1人	81,000	35,200	116,200
2人	123,000	42,000	165,000
3人	157,000	45,800	202,800
4人	194,000	45,800	239,800
5人	232,000	45,800	277,800
6人	269,000	49,000	318,000
7人～	306,000～	55,000	361,000～

ア 給与収入の場合→総支給額（ただし、交通費支給額は除く）

事業収入の場合→事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

イ 公的給付等 →雇用保険の失業等給付、公的年金等

- (5) 申請日において、申請者及び申請者同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産（円）
1人	486,000
2人	738,000
3人	942,000
4人～	1,000,000

金融資産とは

→ 預貯金及び現金、株式、債券、投資信託。

生命保険、個人年金保険等は含まない。

負債がある場合は、金融資産と相殺しない。

- (6) 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のア又はイに掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる方。

ア 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

- イ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- (7) 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 住居確保給付金（転居費用補助）の対象となる費用

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> • 転居先への家財の運搬費用 • 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） • ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） • 鍵交換費用 	<ul style="list-style-type: none"> • 敷金 • 契約時に払う家賃（前家賃） • 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

4. 住居確保給付金（転居費用補助）の支給額

- ◆ 申請者が実際に転居に要する経費のうち、「3. 住居確保給付金（転居費用補助）の対象となる費用」の支給対象となる経費を支給します。

※転居後に実際に転居に要した費用が、支給額を下回った場合
→差額を返還していただきます。

※転居後に実際に転居に要した費用が、支給額を上回った場合
→支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲内であれば、追加で支給できる場合があります。

5. 住居確保給付金（転居費用補助）の支給額の上限

- ◆ 転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額
例 転居先が津市の場合

世帯人数	支給（上限）額
1人	105,600円
2人	126,000円
3人	137,400円
4人	137,400円
5人	137,400円
6人	147,000円
7人以上	165,000円

6. 住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

- ◆ 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書に次に掲げる書類を添えて申請してください。
- (1) 本人確認書類の写し（次の本人確認書類のいずれかの写し）
 - ・運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・一般旅券・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・各種健康保険証・住民票・戸籍謄本・在留カード 等
 - (2) 収入減少関係書類
 - ・世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
 - (3) 離職等関係書類
 - ・世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する方が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する方が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
 - (4) 収入関係書類
 - ・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
 - (5) 金融資産関係書類
 - ・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方の申請日の金融機関の通帳等の写し

- (6) 住居確保給付金要転居証明書
- (7) (持家の場合のみ) 居住維持費用関係書類
 - ・支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

7. 転居後の確認について

- ◆ 転居後7日以内に、転居と費用の確認のため、住居確保報告書に次に掲げる書類を添えて申請してください。
 - (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 新住所における住民票の写し
- ※この際、初期費用の他に転居を要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類(領収証等)も添付してください。

8. 住居確保給付金(転居費用補助)の再支給について

- ◆ 転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する方の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合に限り、再度支給を受けることができます。

9. 住居確保給付金(転居費用補助)の返還について

- ◆ 住居確保給付金(転居費用補助)の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金を津市へ返還していただきます。

お問い合わせ先
津市健康福祉部 援護課 相談・支援担
TEL: 059-229-3541
FAX: 059-229-2550